

○議長（河野） 1 番、川崎泰史君。

○1 番（川崎） はい。議長。1 番、川崎です。

○議長（河野） 川崎君。

○1 番（川崎） はい、それでは一般質問をさせていただきます。

綾川町における「外国人による土地取得問題について」質問いたします。私たちの町には、空港施設、高松西警察署、さぬき変電所など、重要なインフラが存在しています。これらの施設の周辺地域における土地取得が進む中、現行の法律や体制では、この問題に対応するには不十分であると感じています。

1、現行法の課題

現行の「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」は、その範囲が狭く、警察組織などの重要施設が対象外となっています。特に、外国法人や個人による土地取得に関しては、マネーロンダリングの疑いがあっても、その資金の出所を確認する手段が限られており、監視体制が弱い状況です。また、通称名による登記が可能のため、市町村レベルでは外国籍の確認が困難です。さらに、法人に至っては、株主名簿は本人確認等がなく偽造が可能のため、悪意があれば追跡調査を行うことができない状況にあり、土地取得の実態把握すら困難な状態です。このような状況は、非常に危険だと言わざるを得ません。

2、綾川町のリスク

綾川町には、空港施設や高松西警察署、讃岐変電所があり、これらはテロや不正行為の標的となり得る施設です。特に変電所周辺は高圧線も多く、もしこれらがテロのターゲットとなった場合、四国全体がブラックアウトする可能性があり、地域全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

3、現実の問題としての土地取得

現実に、港湾、海底通信ケーブルの上陸地、変電所周辺では外国人による土地取得が顕著に見られています。しかし、これらの重要インフラ周辺は、国による保護の対象外となっており、現行法ではその安全を確保することが難しい状況です。

4、外国人による不納欠損の問題

また、外国人への督促状の送付や不納欠損についても、外国籍であることを理由に統計を出すことができておらず、実態の把握が困難です。外国籍の不納欠損の率を把握することは、町の財政運営において重要な意味を持つはずですが、この点において、具体的な改善策を検討する必要があると考えます。

5、WTOの例外規定について

WTO（世界貿易機関）の自由取引原則においても、国家の安全保障に関わる場合は例外が認められています。日本においても、自由取引の名の下に安全保障を軽視することなく、必要な規制を強化することが求められます。

6、イギリスの事例

GATS（世界貿易機関を設立するマラケッシュ協定（以下WTO協定）の一部）批

准国であるイギリスでも、国家安全保障に関連する土地取得に問題があった場合、事後的に取り消すことが可能であり、違反者には最大 15 億円の罰金が科される例もあります。こうした厳格な対応が、日本でも必要です。

7、安全保障に対する日本の意識

最後に、私たち日本の安全保障に対する感覚が、国際的に見て緩いとされることは問題です。この問題については、住民の理解を得るためにも、国全体としての意識を高め、適切な法的措置を早急に講じることが必要です。

綾川町としても、外国人による土地取得の状況をより厳格に把握し、必要に応じて規制を強化するための措置を講じるべきです。また、国や県と連携し、重要インフラの保護を強化するための具体策を講じるよう求めます。

以上を踏まえて質問いたします。

1 点目、外国人および、外国籍法人による税金の不能欠損の比率を教えてください。また、督促状の発送比率も教えてください。

2 点目、実際に外国人および、外国籍法人が、土地取得をした場合、容易にそれらを判別する手段はありますか。

また、判別できるなら、把握できている範囲で綾川町での実態をお知らせください。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） 議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

まず、1 点目の「外国人および外国籍法人による税金の不納欠損の比率及び督促状の発送比率」であります。町税につきましては、法令に基づき賦課業務を行っており、外国人および外国籍法人という国籍情報は台帳の記載項目にはなく、取得しておりませんので、質問の不納欠損の比率及び督促状の発送比率とも現在、把握をしておりません。

2 点目の「外国人および外国籍法人が土地取得をした場合、容易にそれらを判別する手段はあるか。また、綾川町での実態」につきましては、現在日本では、土地を取得する際に国籍に基づく制限はありません。本町では、土地の所有権の異動については、高松法務局からの通知により把握をしておりますが、登記の要件についても国籍は含まれておりません。したがって、登記簿及び固定資産台帳ともに国籍情報を記載していません。

また、大規模な土地取引を行う場合には国土利用計画法に基づき町に届出が必要となっております。都市計画区域内では 5 千㎡以上の取引において、また都市計画区域外では 1 万㎡以上での取引において届出が必要となります。届出には土地の利用目的を記載するほか、売買契約書等の添付を必要としておりますが、国籍を確認できる書類の提出を求めていることから、外国人及び外国籍法人であるか容易に判別する方法は

ありません。

現在、県とともにこれらの案件につきましては情報共有を図っております。今後とも土地取得における規制等につきましては、国の動向、これを注視してまいりたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○1番（川崎）はい、あります。

○議長（河野）川崎君。

○1番（川崎）はい。それでは再質問させていただきます。

ちょっと先ほどの2点目のですね、土地取得をした場合の容易にそれを判断する手段はありますかの部分でちょっと聞き取りにくかったのでこちらをまた再度確認させていただきたいと思います。

容易に判断できるのかできないのかという点をお聞かせください。

それと今までの回答からですね、やはり法律上、国籍条項がありませんので、当然ながら把握する、統計をする義務もありませんでしたので、把握しておらないということだと思います。

こういった点が、非常に私は問題だと思っております、私たちが暮らしているこの土地・地域、その中で町として把握することができない。

これは私は非常に問題だと思っております。

特に、この外国の方が取得するのが、すべてが悪いわけじゃありませんし、当然ながら悪意のない方が大半だと私も思っております。

しかしながら現状把握ができないということは、悪意があった場合、特定の意図を持った取得をされる場合が、これも当然ながら判断することができません。

そういった点が私は大きな問題だと思っております。

これは有名な例でございますが、皆さんもよく知っておりますハワイですね、こちら1848年に外国籍の方の土地購入を認めました。

その後、1862年で国土の75%が外国人に買収されております。

もともとこの法律自体が、外国人による強い影響下のもと発表されておりますが、その後ですね1893年でハワイ王国は滅びております。

こういった部分は危機管理の問題となっておりますので、いわゆる地震とか災害等々、私はもう同じ観点だと思っておりますので、当然、状況把握をして事態に対応して、何もなければ、もうこれは全く問題ないことではありますが、何度も繰り返しますが、現状の状況把握できないという点が、最大の問題であると考えておりますので、そういった点を含めまして、先ほどの土地取得の問題に関しまして、容易に判断する手段があるかどうか聞き取れませんのでその点の回答と、もう1点が、今の現状に対して、先ほど県と情報共有するという話になっておりましたが、町として、具体的にこの辺の動きをとっていくつもりがあるのか、または、町として他の府県等でも

行われておりますが、よくあるのは水源地法とか条例、こういったものについて、検討していくつもりがあるのか、この2点、お聞かせいただければと思います。

○議長（河野） 宮前総務課長。

○総務課長（宮前） 議長。

○議長（河野） 宮前君。

○総務課長（宮前） 川崎議員の再質問についてお答えをいたします。

まず1点目につきましては当初のご質問でもございました、容易に判断できる手段はというところで再質問でございますけれども、先ほど答弁にもございましたけれども、容易に判断できる手段・手法というのはございません。

あくまでも法務局からの通知等の内容によりますので、判断はできません。

2番目の諸外国では規制があるというところの中で、国、また本町においてもということでございますけれども、町におきましても先ほど答弁にございました県と情報共有をして大規模な土地の移動に関しましては、ある程度情報共有しながら、対応しておるところでございますけれども、本町におきましての実績といたしましても基本的には、宅地開発というのが主なものでございますし、これを国の方である程度進めていただくような状況になろうかと思っております。

国においては重要施設、防衛施設でありますとか、そういうところの近隣の土地移動に関しましては、法令的なものが制定をされておるところではございます。

そういったところで、今後、国の内容において、町においても対応してまいるといえるようになるかと思っておりますし、そういう部分につきましても県を通じて、国の方へ情報提供、情報共有を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただけたらと思います。以上、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○1番（川崎） 議長。

○議長（河野） はい、川崎君。

○1番（川崎） はい、再質問の回答ありがとうございました。

ちょっと1点ですね、これ香川県内の例なんですけど、皆さんもご存じの通り豊島の産業廃棄物の跡地ですね。

こちらの方が現在太陽光パネルの設備が入っております。

こちらがこれはもう日本法人、日本人の個人の法人の方の開発というふうには聞いておりますが、実態としてはもう名称言えば上海電力によるパネル設置でございまして、当該地は当然ながら私有地となりますので島民は一切入れないということでもう何が起きているかも全くわからないという状況で、住民訴訟も行われましたが、国の方でも当然法律がございませんので、住民訴訟は敗訴しております。

しかしながら自分たちの、地域が知らない間に第三者によって占有されてしまうという、状況がこの香川県内でも現実には起きているわけでございまして、そういった点からも特に綾川町は長柄ダム等々のダム地を抱えておりますので、いわゆる水源地でござ

ざいます。今日もチラッと申しましたが、こういった水資源の保護条例、これに関してはもうすでに全国で多数の府県におきまして条例の制定が進んでおります。

そういったことに関しまして町としてこの条例制定についてどう思うのか再度お聞かせください。

○総務課長（宮前） 議長。

○議長（河野） 宮前総務課長。

○議長（河野） 宮前君。

○総務課長（宮前） 川崎議員の再々質問についてお答えをいたします。

実態として外国籍の法人でありますとかの取得がなされておるといところの中で、本町としても何らかの対応が必要であろうということでございますけれども、本町でも、農地が多くございますし、そういった中で農地法においては、若干、法律の改正がございまして、国家戦略特別区域、また構造改革特別区域におけます農地の移動取得に関しましては、国籍の提示というのが必要になったということで、令和5年に法改正がなされておるといふうな認識でございます。

そういった中で最終的にはやはり国の方での対応というのが必要になるかと思しますので、先ほども申し上げましたけれども、本町といたしましてもそういう事例・事案が他県であると、全国的にあるという中で、国への働きかけというのにも必要になってこようかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 以上で、川崎君の一般質問を終わります。

○1番（川崎） はい、ありがとうございました。